

議会運営委員会

日 時 平成30年3月7日（水）午後 時 分～
場 所 第3委員会室

1 追加議案の概要説明について

○第68号議案から第85号議案

2 3月8日（木）の議事日程等について

（1）議事日程

第1 一般質問

第2 第68号議案から第85号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第3 第1号議案（質疑、予算特別委員会設置、付託）

第4 第2号議案から第67号議案（質疑、付託）

（2）付託先

○付託表のとおり（3／8本会議へ持参）

（3）予算特別委員

○委員 別紙名簿のとおり（3／8本会議へ持参）

（4）質疑

① 方式、回数（先例・申合せ）

○日程第2（追加提案）：一問一答方式により、先に項目数を述べ1項目3回まで。

項目数に制限はないが概ね3項目以内。

○日程第3、第4（当初提案）：一括方式により、3回まで（通告制）。

② 質疑順序

○日程第3（第1号議案） ①_____ ②_____

○日程第4（第2議案から第67号議案） ①_____ ②_____

（5）討論通告（3月12日議決分）

○対 象 第68号議案～第85号議案（補正予算）

○期 限 3月9日（金）常任委員会終了時

3 3月8日(木)の会議予定について

- ① 10:00～ 本会議
- ② 終了後 予算特別委員会 <正副委員長互選>
※委員は本会議終了後、全員協議会室へ

4 3月9日(金)の会議予定について

- 各常任委員会 10:00～ <議案審査(補正予算は採決まで)>
- 京都スタジアム(仮称)検討特別委員会 15:00～(予定)

5 3月12日(月)議事日程及び会議予定(案)について

(1) 議事日程(補正予算採決)

諸報告(予算特別委員会正副委員長名)

第1 第68号議案から第85号議案(委員長報告～表決)

(2) 会議予定(案)

- ① 10:00～ 各常任委員会 <委員長報告の確認>
(議運事前調整)
- ②(10:30～) 議会運営委員会(幹事会)
- ③(11:30～) 本会議
- ④(13:15～) 各常任委員会 <議案審査>
- ⑤(終了後) 予算特別委員会事前調整(正副委員長)

6 陳情・要望について<3件>

- (1) 平成30年度「給与所得に係る市町村民税・府民税特別徴収額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」への個人番号記載の中止を求める陳情書
<総務文教>
- (2) 臓器移植の環境整備を求める意見書の要請
<環境厚生>
- (3) 市道北古世西川線開通時における速度規制等、法的整備及び施行を求める陳情
<産業建設> 【別紙No.1】

- 7 委員会条例の改正について【別紙No.2】
- 8 通年議会に係る条例等の改正について【別紙No.3～6】
- 9 各審議会委員等の推薦について（依頼）【別紙No.7】
 - 亀岡市防災会議委員
(4名：議長、総務文教常任委員長、環境厚生常任委員長、産業建設常任委員長)
 - 平成30年6月1日～2年間
- 10 広報広聴会議の協議事項について
 - 議会報告会のあり方
- 11 議会運営委員会視察について
 - 視察地 鳥羽市議会、 議会（調整中）
 - 日程 4月16日（月）～18日（水）
- 12 その他

写

平成30年2月23日受理(特参)

別紙 No.1

陳情書

件名 市道北古世西川線開通時における速度規制等、法的整備及び施行を
求める陳情

陳情の趣旨

市道北古世西川線全線開通時における、年谷川～追分交差点間の、速度規制をはじめとする交通安全に関わる法的整備を実施されたい。

陳情の説明

平成 29 年 12 月 2 日に追分町自治会の要請にて開催された「市道北古世西川線開通に関する説明会」において、亀岡市より当該道路の開通について、開通予定の平成 30 年 3 月時点では速度制限等に関わる規制がなく、年谷川以東の 2 車線道路拡幅工事が完成し、完全開通予定の 2 年後までは法的規制が実施されないとの説明がなされた。

その間は、亀岡市は新古世橋～追分交差点間における通行車両抑制策として、啓蒙看板を継続するとの見解であったが、実態は期待にそぐわず高速での通行が常態化している。

開通時に法的規制がなく啓蒙にとどまる場合は、時速 60 km/h が法定速度となることから、取り締まりもできず、高速走行の容認となり事故誘発要因になることが懸念される。

加えて説明会では、篠町府道 402 号（現在 1 日通行量 10,800 台）の振り分けがされ、開通時の 1 日通行量が現状の 2,000 台から 2,500 台に増加するとの予測も示されたが、当該道路の認知度向上やスタジアム工事の進展等に比例し、予測以上に通行量が増加し、道路計画通行量 4,000 台に近づき、或いは、超えていくことが容易に予想される。

このような状況下、既知の通り向嶋団地およびセントフローレンス古世町地域の約 100 世帯の住民は、立地上、当該道路の利用以外に車両による交通手段を持ち得ない状況であるばかりか、通行量増加による事故発生危険度が増していく上に、速度制限等のない状態での開通を迎えることは、地域住民の生活および当該道路利用者の安全を著しく脅かすことにつながると考える。

追分町自治会では、当該道路の開通を本市発展の重要なインフラ整備の一環として改めて賛意を表する一方で、篠町府道王子並河線での悲惨な事故のようなことを繰り返すことのなきよう、「第 10 次亀岡市交通安全計画」の精神と指針に則り、当該道路全般の安全運用管理はもとより、全線開通時には年谷川以東の拡幅完成を待たず、追分交差点～年谷川踏切までの約 1 km の区間を追い越し禁止と速度規制等、迅速な法的整備および施工を陳情するものであります。

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>環境厚生常任委員会 8人</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>産業建設常任委員会 7人</p> <p>(1) 産業観光部の所管に属する事項</p> <p>(2) まちづくり推進部の所管に属する事項</p> <p><u>(3)</u> 土木建築部の所管に属する事項</p> <p>(4) 上下水道部の所管に属する事項</p> <p><u>(5)</u> 農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>環境厚生常任委員会 8人</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>産業建設常任委員会 7人</p> <p>(1) 産業観光部の所管に属する事項</p> <p>(2) まちづくり推進部の所管に属する事項</p> <p><u>(3)</u> 上下水道部の所管に属する事項</p> <p><u>(4)</u> 農業委員会の所管に属する事項</p>

亀岡市議会定例会条例(昭和31年亀岡市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）
亀岡市議会定例会招集の回数は、 <u>毎年4回</u> とする。	亀岡市議会定例会招集の回数は、 <u>毎年1回</u> とする。 <u>ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年2回とする。</u>

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(文書による質問) 第10条の2 <u>議会</u> は、市長等に対して、文書により質問することができる。	(文書による質問) 第10条の2 <u>議会又は議員</u> は、市長等に対して、文書により質問することができる。

亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。 _____</p> <p>_____</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第65条 発言した議員は、その<u>会期中</u>に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>	<p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。<u>ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない。</u></p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第65条 発言した議員は、その<u>議会期間中</u>に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>

地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項(昭和55年亀岡市議決)新旧対照表

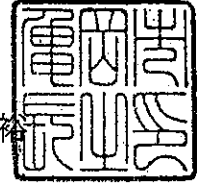
現行	改正後（案）
1～7 略	1～7 略 8 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算の補正をすること。 9 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。



29自第1324号
平成30年2月26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

亀岡市長 桂川 孝裕



亀岡市防災会議委員の拡充に伴う推薦について（依頼）

立春の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市政の運営に格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、亀岡市防災会議委員につきましては、亀岡市防災会議条例第3条第5項第7号により、これまで、貴市議会から議長、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長に御就任いただいているところですが、平成30年5月31日をもって任期が終了いたしますので、亀岡市防災会議委員の推薦をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、近年、災害対応は複雑多様化してきており、環境厚生常任委員会についても連携を密にする必要があることから、今回、環境厚生常任委員長にも御就任いただきたく、従来の3名に1名を追加させていただき、合計4名で推薦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦依頼人数 4名
- 2 任 期 委嘱日から2年間
(平成30年6月1日～平成32年5月31日)

担当課係 担当者名	亀岡市総務部自治防災課 防災・危機管理係 樋口 新祐
内 線	2335